

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成○年○月○日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条所定の被保険者期間が不足しているため、基本手当の受給資格がないとした処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月からA所在のB会社（以下「会社」という。）に勤務していたが、平成○年○月○日の業務上災害により負傷し、平成○年○月○日（症状固定日）まで休業補償給付を受給していた。請求人によれば、遅くとも同月○日までにうつ病に罹患して、同年○月○日から平成○年○月○日まで、全国健康保険協会から傷病手当金を受給したが、以後会社から賃金の支払もそれに代わる社会保障給付の支払もなかったという。

請求人は、平成○年○月○日、会社に対し訴訟を提起したところ、会社との間で、請求人が平成○年○月○日付けで会社を退職し、解決金を受領することなどを内容とする裁判上の和解が成立した。

- 2 請求人は、平成○年○月○日、安定所長に対し、離職日を同年○月○日と記載された雇用保険被保険者離職票を提出し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- 3 本件は、安定所長が、平成○年○月○日、請求人に対して、法第13条所定の基本手当の受給に必要な被保険者期間を満たしていないとして、基本手当の受給資格がない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことか

ら、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

安定所長が、請求人の離職日を平成○年○月○日と判断して行った本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 前記第3の1(1)(略)の主張について検討する。

請求人は、賃金の支払、社会保障給付への協力という会社としての基本的義務が平成○年○月○日以降放棄され、実質的に雇用関係が終了しているから、離職日は同日である旨主張する。しかし、たとえ実質的に雇用関係が終了していたとしても、そこに至る経緯について契約の当事者間で争いがあり、当事者間で合意により雇用契約の終了の日を定めたときは、合意の形成過程に不合理な点がない限り、合意による雇用契約の終了日を離職日と解するのが相当である。

本件では、裁判上の和解で、請求人及び会社が、雇用契約の終了日を平成○年○月○日と確認しているのであるから、合意による雇用関係終了の日が離職日であり、当審査会としても、決定書理由で説示するとおり、同日が離職日であると判断する。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

(2) 前記第3の1(2)ア(略)の主張について検討するに、請求人は、平成○年○月から復職可能であったと主張するが、請求人は、会社に対し、同年○月○日及び平成○年○月○日にうつ病を理由として社会保障給付を受けるための

手続を申請しており、復職をして労務を提供できる状態にあったとは認められず、事業主の復職拒否による未払賃金債権を有するとはいえない。しかも、上記裁判上の和解において解決金の具体的内容を定めず、解決金以外のすべての賃金債権を放棄していることや、他に未払賃金債権を裏付ける資料がないことに鑑みると、請求人が未払賃金債権を有するとは認められず、請求人の主張は採用することができない。

- (3) 前記第3の1(2)イ(略)の主張について検討するに、決定書理由に説示するとおり、行政実務上、事業主が負担した社会保険料を賃金と解するものであるが、基本給の支払がない以上、社会保険料の支払があっても、これを被保険者期間として算入することはできない。

したがって、この点についての請求人の主張は採用することができない。

- (4) よって、当審査会としても、請求人の離職日は平成〇年〇月〇日であって、算定対象期間（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間）における被保険者期間は0か月であるから、請求人は法第13条所定の要件を満たしておらず、基本手当の受給資格がない旨の本件処分は妥当であると判断する。
- (5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。